

平成 28 年 11 月 18 日

繊維産業流通構造改革推進協議会
「経営トップ合同会議」参加企業一同

「歩引き」取引廃止宣言及び要請について

当協議会では平成 11 年 7 月 1 日より通商産業省の外郭団体から事業の継承を行い、新たに民間団体として、事業目的である繊維産業の SCM 構築に取り組んできた。

この間、SCM 構築には「取引の適正化」を進めることが最重要課題であることから、平成 15 年 5 月に「経営トップ合同会議」を立ち上げ、繊維産業界の様々な課題について具体的な解決策を策定し実行してきた。

成果として、繊維産業界の取引に関するルールブック、即ち、「取引ガイドライン」を策定し、「経営トップ合同会議」参加企業（以下 参加企業とする）はこのガイドラインを基本に法令遵守は勿論のこと下請法順守の徹底を図りながら、基本契約書の締結を積極的に推し進め、取引適正化に取り組んできたのである。

平成 22 年には、「代金の減額を誘発する要因になりかねない」等の行為とも受け取られ、不透明で不適格な取引形態である「歩引き」取引の問題を取り上げた。

参加企業 63 社は取引の障害であった「歩引き」取引の廃止を宣言し、各企業は経営トップの責任の下、取り組みを実施してきたのである。一方、参加していない企業や当協議会の非会員企業の中では未だに「歩引き」取引が行われているのが実情である。

本年の「聴き取り調査」でも、「歩引き」取引が存続している大きな理由として、販売先に廃止を要請することにより、取引停止等の措置が取られ自社の事業性に影響を及ぼすのではないかという懸念があること、また、経理処理が複雑で監査に支障をきたす等が挙げられている。「歩引き」取引の調査を進めて 4 年経過し、徐々に無くなりつつあるものの根深い問題となっている。

このようなことを踏まえ、「経営トップ合同会議」は「歩引き」取引を繊維産業界全体の問題として捉え、廃止に向けた具体的な行動として、参加企業は再度「歩引き」取引の廃止を宣言すると共に、販売先、仕入先に対して「歩引き」取引廃止の要請を行うこととする。

参加企業の販売先及び仕入先の総数は繊維産業に携わる企業の大半を占めるものと考えられることから、その影響力は大きく、取引適正化に大きく寄与するものである。